

李朝の韻書と漢詩押韻の変革 : 文字使用政策の一例として

著者	佐藤 進
雑誌名	国立民族学博物館研究報告
巻	9
号	3
ページ	631-644
発行年	1984-12-25
URL	http://doi.org/10.15021/00004428

李朝の韻書と漢詩押韻の変革

—文字使用政策の一例として—

佐 藤 進*

A Rhyming Dictionary and Change in the Way of Rhyming
in Korean Chinese Poetry

Susumu SATOH

This paper demonstrates that *Gyujangjeonun* (奎章全韻), a rhyming dictionary published in Korea in the mid-18th century, was compiled with the intent of changing the way of rhyming in Chinese poetry. *Jeongjo* (正祖) wanted to make an innovation in the versification part of the imperial examinations, as part of his stylistic movement. Prior to that time versification in these examinations was limited to rhymes in the level tone. Within his innovation entering tone rhymes were permitted. This demanded the compilation of a new rhyming dictionary in which not only level, rising and falling tones, but also the entering tone, were arranged in their proper places, and not simply appended at the end. *Gyujangjeonun* was published to meet this demand. It cannot be verified whether or not versification in entering tone was actually assigned at the imperial examinations, but some contemporary poems using the entering tone, and composed at the command of the emperor (應制詩), occur in *Jeongsimunjeong* (正始文程).

- | | |
|----------|-----------|
| 0. はじめに | 3. 『奎章全韻』 |
| 1. 文体反正 | 4. 入声押韻 |
| 2. 科詩の格式 | 5. 『正始文程』 |

* 富山大学，国立民族学博物館共同研究員

0. はじめに

文字使用のあり方が、時の政策によって左右される事態は、色々な局面にあらわれてくる。

ここでは、十八世紀の朝鮮に現出した強力な文治政策、それにともなう韻書の編纂および漢詩の格式上の変革、これら相互の関連について述べてみたい。

1. 文体反正

李朝後期、正祖王（1777～1800在位）の治世の特徴は、文治政策を何よりも重んじたところにある。ちなみに、文化史のなかで大きな比重を占める実学思想のいない手たち、朴趾源、朴齊家、洪大容、李徳懋らが排出したのもこの時代であった。

当時、正祖の行った文体改革（＝文体反正）については、すでに高橋亨氏の指摘がある。高橋氏は文体反正の動機となった当時の文体の欠点について次のように述べている。

「弘齋王の觀取りたる當時文章の病弊には二類ある。其一は文章に奇趣を添え新味を出さんことを圖りて、其頃盛に將來せられた明清の稗史小説雜書類を濫讀して之に模して兒女の愁歎草蟲の喟噉の如き文氣に陥りたるもの。其二は李王の先蹤を追ひて古文字を剽竊臚列し詰屈澁晦短促文を成さざるに至れるものである」[高橋 1940: 6]。

文体改革は、当然のこととして、よりひろい文化事業の一環にすぎない。そしてその文化事業も、姜在彦氏の認識によれば、つまるところ封建的秩序の再編がその目的であった。

「十八世紀における英祖（在位1725～1776）および正祖（在位1777～1800）の時期は、両班階級内部の党争の激化による封建権力の弱体化をふせぐための『蕩平策』、社会の変動を反映した封建的イデオロギーの危機をふせぐための宮廷中心の文化事業を背景にして、実学派の人士たちが政界および文献編纂事業に進出した時期であった」[姜 1970: 21]。

ここでいわれている「両班階級内部の党争」とは、いわゆる党論四色の政争のことであり、「社会の変動」とは、商品貨幣経済の広汎な浸透によって生じた種々の経済変動および封建的矛盾激化のことである。

党論四色の政争は、一口に李朝五百年の病弊と評される。そもそもは、宣祖八年（1574）ごろ、沈義謙なるものと金孝元なるものとの個人的な確執が発端で、これに

従来からあった士林の派閥抗争がからみ、党派の色彩が濃くなった。両者の住居がたまたま都城の東西に位置していることにより、孝元派を東人、義謙派を西人と称した。

その後、東人はさらに南人と北人とに、西人は保守派の老論と少壮急進派の少論とに分かれ、ことごとに対立し、権力は右に左にところを変えた。

英祖と正祖は、こうした党論の病弊を重く見て、それぞれに懐柔策を実行した¹⁾。正祖の場合には特に心をくだき、その寝室に「蕩々平々室」(＝不偏不党の義)と名づけたほどであった。

両班貴族の党争懐柔策(＝蕩平策)と経済変動の封じこめのために、正祖は宮廷の文化事業に力をそそぐ。その文化事業の内容とはどんなものであったか。高橋氏は以下のように三点あげている。

「曰はく奎章閣の設置及科文の改革。曰はく雑書輸入禁止。曰はく文範書の新刊の三者である」[高橋 1940: 7]。

奎章閣の設置に関しては、例えば末松保和氏にも専論があり[末松 1934]、そこに置かれた検書官という職責について、かつて筆者が小論を発表したことがある[佐藤 1983]。科文の改革については、高橋氏が、「稗官小品、李・王の糟粕を嘗むる者に非」ざる文官、黄景源・李福源・徐命膺らを重用して奎章閣閣臣となし、考試における試官(＝採点官)をつとめさせるに至ったことを指摘する[高橋 1940: 8-9]。本稿では以下、科文の改革について少し違った角度から掘り下げて論ずることとする。

2. 科詩の格式

朝鮮の科挙試は、時と試験の等級によって出入りはあるが、経書の暗誦のほかに、詩・賦・表・論・策・(五経)義・(四書)疑などの各種の文体の製述を課した。このうち、詩賦表策義疑を特に科文六体という。文科の科挙のうちで、李朝で人気があり競って受験者の集まった進士試の出題は、古詩一篇と賦一篇であった。

ここで中国の科詩について一瞥しておく必要がある。

中国では、科挙の答案として作られた詩は「試帖詩」、あるいは詩題に古人の詩句

1) 「けれども、蕩平策は党争の根本原因をとりのぞくことができなかった。そればかりでなく、ある面ではかえって党争を助長した感さえある。官職を望む両班の数をいっそう増やす結果をもたらしたからである。こうしたなかで、時派と辟派の新しい対立が生まれるようになった。英祖は息子の莊獻世子^{チャンホン}を殺したが、この事件を契機にして、莊獻世子の死に同情する時派と、その殺害の正当性を主張する辟派とが生じたのである。この時派と辟派の対立は、派中に派を生み、党争の様相をますます複雑にした」[李 1979: 261]。

や成語をとって「賦得……」と冠するならわしから「賦得体」とも呼ばれる。試帖詩のスタイルは中唐以後、五言六句あるいは八句の「排律」（近体詩の一種）が専らであった。

排律であるからには、一字一字の平仄や対句の規定を守り、偶数句には押韻しなければならない。その韻の指定はほとんど例外なく平声字にかぎられた。一例を清朝にとれば、法式善『清秘述聞』²⁾に記録されている郷試・会試の出題例を検してみると、順治二年（1645）から嘉慶四年（1799）までの間、ひとつの例外もなしに全て平声韻の課題になっている³⁾。

さて一方、朝鮮の科挙における作詩はどうなっていたか。

朝鮮では、試帖や賦得体という名称は行われず、単に「科詩」というのが一般的で、少しばかり独特な言い方としては「行詩」という漢語を用いることもある⁴⁾。

朝鮮科詩では、中国の試帖と異なり、近体詩（排律）は用いられない。古体詩がもっぱらであった。すなわち、韻はふむが、平仄や対句のやかましい規定はない。句数については、李朝末期には七言八句の短いものであったらしいが〔今村 1976: 32〕、正祖王のころは、七言で三十六句（十八韻）から四十六句（二十三韻）の長いものであった。なかでも、十八韻でおさめるものが標準的なものであったらしい。

古詩であるから、平仄や対句の韻律上の規定はやかましくはなかった。ただし、内容の面で句の配置には然るべき準則があって、作詩者にとってはそれが難関となっていたようである。

2) 法式善（1752年～1813年）は蒙古正黄旗人の文学者。『清秘述聞』は清代科挙制度の専著。いま1982年刊、中華書局排印、清代史料筆記叢刊の一種による。

3) 近体詩を作る場合には、試帖詩にかぎらず平声韻字が好まれた。逆に古体詩には平声字以外の文字すなわち仄声字の押韻が少ない。近体詩が平声押韻にかたよる傾向をアンソロジーひとつ、いま仮りに『唐詩三百首』（1763年、蘅塘退士・孫洙編）に採録された317首について調べてみる。このうち、五律七律・五絶七絶の近体詩は227首数えられる。そのなかで、王維「竹里館」去声嘯韻，同「雜詩」去声未韻，同「鹿柴」上声養韻，裴迪「送崔九」上声紙韻，劉長卿「送上人」去声遇御韻，同「送靈澈」上声阮韻，孟浩然「春曉」上声篠韻，柳宗元「江雪」入声屑韻，賈島「尋隱者不遇」去声御韻，崔顥「長干曲」入声職韻，李白「玉階怨」入声月韻，以上の11首（すべて五言絶句）のみが仄声韻で、ほかの216首はみな平声韻の詩である。このように平声韻の詩が多いのは、先ず吟詠して響きがよいこと、次に四声平上去入のなかでは圧倒的に平声所屬の文字の数が多いため（『広韻』五卷のうち、平声が二卷分を占め、他の三声が各々一巻ずつを占める）、用字の選択のはばが広いこと、などが理由として関わってくるであろう。

4) 再三述べているように、朝鮮科詩は古詩である。現存する詩を見ればすぐに分ることであるし、『大典會通』の礼典・諸科の条にも古詩と記してある。しかし、辞書で「行詩」を引くと近体詩であると解説をつけるものがある。朝鮮総督府『朝鮮語辞典』，明文堂刊『修正増補・漢韓大辞典』（1963初版）などがそうである。一方、民衆書館刊『국어대사전』（1961初版），省文社刊『大漢韓辞典』（1964初版）などは「科挙で試験していた十八句以上で作る詩の一体」とし、近体詩であるとは言っていない。

また〔今村 1976: 29〕にも古詩であることの紹介がある。

いま、英正代に最高潮に達した科詩，その代表作家といわれる姜柏の作った「行詩格」を例にかかげる。

<첫귀>

飛者走者皆天機 或以奇兵或正師

<첫귀 받침>

依微影子月露假 隱映精神鉛墨施

<立題>

尖峯秋隼忽搏兔 飛下平林雙翮垂

<鋪頭>

洪流發源蓋自此 木固其根方茂枝

<鋪頭 받침>

千尋勢若立極地 萬夫聲如扛鼎時

<鋪頭 느낌>

低回兩龍欲轉身 變化其端誰復知

<첫목>

銅仙赤脚捧金盤 屹立雲霄承露滋

<첫목 받침>

庖丁利刀道髓解 扁鵲神方隨疾醫

<첫목 느낌>

玄冬樞柄漸向東 脩竹春陰層節奇

<두목>

將鉗猛虎暗伏弩 欲釣游魚潛引絲

<두목 받침>

身登實地涑水翁 手廻狂瀾韓退之

<回題>

尋龍千里等堪輿 到頭明堂祇在茲

春江一棹遇順風 無限煙沒隨處宜

千層塔上力更加 九仞山頭功莫虧

回頭三步五步坐 箇箇名區身不移

悠然逝魚更棹尾 或詠于淵或躡地

含情冶女復回眸 倚醉蘇仙重洗禪

飄然一筇忽遠舉 淡水佳山皆可期

詩於到此可謂工 指示迷程維此詩

[李 1961: 341-342]

ここに見られる分段に命名された名称は、実際には書きこまれなかったものであろう。ハングルで書いたものは、そもそも公式のものではなかった。첫귀 (cheod-gwi) は「初めの句」にあたる。첫목 (cheod-mog) の목は「くび」のことをいう朝鮮固有語である。「鋪頭」の「あたま」の下に「くび」が位置する。律詩の一二句を首聯（あ

たま), 三四句を韻聯(あご), 五六句を頸聯(くび), 七八句を尾聯というのと同工であろう。두모(du-mog) はやはり朝鮮固有語で「二つ目のくび」にあたるもの。받침(bad-chim) は「支え」の意味がある。느림(neu-rim) はカーテンの総(ふさ)を意味するところから、「付け足し」のような意味あいになるものと思われる。

科詩を作る場合には、これらの句の布置と韻字をふませること、要するに形式上の配慮に気がつかうことになる。実学者朴齊家は『北学議』におさめる「科举論」という一文でこういう。

「詩・賦・表・策には、鋪頭・鋪叙・入題・回題・初項・再項・中頭・虚頭の称があり、いわゆる四書疑・五經義なるものは、おおむね陳腐で雷同するもの多く一字の真知新解もない。読書する者は、字を見ては押韻を思い、句を見ては試題を思い、その語を用いてもその事を知らない。此れで人を取るのはおろかなことだ。

〔詩・賦・表・策、有鋪頭・鋪叙・入題・回題・初項・再項・中頭・虚頭之稱、所謂四書疑・五經義者、率多陳腐雷同、無一字之真知新解、讀書者、見字則思押韻、見句則思試題、用其語而不知其事、以此而取人、固疎矣〕

3. 『奎章全韻』

漢詩を作るとき押韻させるために(朝鮮語では받달다, ‘詩の足を付ける’という)、個々の文字の韻の帰属を韻書によって確かめる必要がある。

正祖はその十六年壬子(1792)、文体反正事業の一環として、新しい韻書の勅撰をくわだて、実際の編定作業を奎章閣檢書官・李德懋らに命じた。編纂の勅命を下したのは三月、成書は七月であるから、極めて短時日のうちに編集の仕事が行われた⁵⁾。

その書、『奎章全韻』は先だつ韻書にくらべ、いくつかの点で改良がみられる。ここではそのうち、入声類のとりあつかいを平上去の三声と同格にしたことを問題にする。

小倉進平氏は、

「従来の朝鮮の韻書の多くは、『三韻通考』・『華東正韻』・『三韻聲彙』等の如く、四聲中平上去の三聲を本體とし、入聲を附屬的に最後に置く傾向があったが、本書にありては四聲を全く平等に取扱った」[小倉 1964]。

とし、そのことを説明した資料「奎章全韻凡例」「先考積城縣監府君年譜」「增補文献

5) 李德懋の子である光葵の編「先考積城縣監府君年譜」壬子三月九日に「除本仕、編輯御定奎章全韻」とあり、同年七月九日に「進院製進文字策、先是上命公編纂奎章全韻、書既成、(中略)至是上發文字策以問之」とある。

備考」等の文をあげ、編纂の意図について、

「尙ほ本書の刊布により従來行われ來た三韻主義の押韻法を根柢から覆さんとしたことが伺はれる」[小倉 1964: 524-525]。

という。

『三韻通考』は著作者・刊年等詳しくは知ることが出来ないが、おそらくは世宗のころ儒臣に命じて成ったものと言われる。朝鮮で出来た最初の韻書であった。かつまた、『奎章全韻』が刊行される以前には、朝鮮科場で必須の書であったらしい。

『三韻通考』『華東正韻』『三韻聲彙』などを中国の韻書にくらべてみると、韻の配列の仕方が異なっている。例として、平声東韻・上声董韻・去声送韻の三韻、音節の内部構造は等しいけれども、声調が相異なる三つの韻目と、これら三韻と核母音は同じだが音節末が鼻音ではなく硬子音をもつ (ng/k) 屋韻、これら四韻目の置き方をみてる。中国の韻書では、先ず東韻を先頭にして平声の30韻をならべ、次に董韻を先頭にして上声の29韻をならべ、次に送韻を先頭にして去声の30韻をならべ、最後に屋韻を先頭にして入声の17韻をならべる。たとえば『広韻』五巻の場合、順に平声二巻上声一巻去声一巻入声一巻という編集構成になる。

一方『三韻通考』等はそういう配列法をとらない。各ページを三段に分け、上から順に平上去の各調を並べた。そうすると、東韻・董韻・送韻の各韻は一箇所にまとめられることになる。しかし入声類の各韻は一括して巻末にまとめておいてある。小倉氏が「三聲を本體とし」というのは、こういう意味である。

ところが、『奎章全韻』は、そのように巻末に一括してあった入声類の韻を、平上去三段のさらに下に一段分余計にもうけて、十七韻を分属せしめる方式をとった。東董送屋の各韻が同一ページに収められる。

そのことについて、李徳懋は「奎章全韻凡例」⁶⁾の首節で次のように述べている。

「三韻通考は、その縁起はよく分らないが、恐らくは世宗朝に、儒臣に命じて編定させたものであるらしく、今に至るまで藝苑の懸法として尊重されてきた。またその三格を横に看せる方法は古の表譜の例にならったもので、至って簡にして要をつくす。然し、四声は沈約にはじまるものであれば、強いて三韻に定めるのは、名と実が協しない。従って今度は四格に定め、入声を併せ編むこととする。今韻は平声三十部、入声十七部。章黼の韻学集成が始めて十七部を以て三十部分けて係けた。けだし、入声は閩声であるとは言え、その中声を

6) 後で述べるように、この「凡例」は本来ならば『奎章全韻』の巻頭に付されるべきものである。しかし、「義例」として縮約したかたちのものが実際には付された。「凡例」は凡て十節、李徳懋の文集『雅亭遺稿』に収められているところを見ると、全文李徳懋の手になると受けとってよいが、他の編者の書いた部分もあるかもしれない。

究むれば、犖然として調叶するものである。但し、支微齊佳灰魚虞蕭肴豪歌麻尤の十三韻に入声は無い。今、四声を定めるには概ね章氏に従うが、閣臣徐命膺が奎章韻瑞を編んだ時に、すでにその例がある。

〔三韻通考、未知緣起、似是世宗朝命儒臣編定者、至今爲藝苑之懸法、且其三格横看、做古表譜之例、至爲簡要、然但四聲昉於沈約、則硬定三韻、名實不協、故今定四格、併編入聲、今韻平聲三十部、入聲十七部、章黼韻學集成、始以十七部分係于三十部、蓋入聲雖是閏聲、究其中聲、犖然調叶、但支微齊佳灰魚虞蕭肴豪歌麻尤十三韻無入聲、今定四聲、概從章氏、而閣臣徐命膺編奎章韻瑞、已有此例〕

要するに、入声韻をそれと同じ主母音（朝鮮の音学でいう中声）をもつ舒声韻（平上去の韻）のもとに配置する、すなわち中国音韻学でいう「四声相配」の原理に通じる方式をとった。この方式は、「凡例」の用語を借りて、「四格主義」と名づけてもよからう。『奎章全韻』編纂の意義は、第一にこの「四格主義」にある。入声韻の比重を大きく扱うということは、科詩において入声押韻の出題を許すという、中国ではついぞ見られぬ事態と関りがあるからである。

4. 入 声 押 韻

先にも述べたように、中国の試帖詩はまず例外なしに平声韻の出題にかぎられていた。朝鮮の科詩もおそらくはそうであったと思われる。しかし、『奎章全韻』の編纂にともなって、入声の押韻を出題してもよいことになった。『奎章全韻凡例』の第十節は次のようにいう。

「我東（＝朝鮮）の科詩はすこぶる音調を具えたものであり、蓋した古詩の流れをくむものだからである。しかし、古詩であるからには入声でも通押するものだが、科詩では一切その押韻をさせない。これは陋規というものではないか。且つ、科賦は四声にこだわらず、口調にしたがって通押させ、これを嘴韻と称してはばかりか。増韻（という枠組に入れた文字⁷⁾）にはもともと好ましい文字が多い。例えば支韻の鱗字や獅字の類いであるとか、経伝に現われる字は、元来は透僻なものではないにもかかわらず、それでもって通押させようとはしないのも、いわれなきことである。この先、科詩科賦をつかさどる者は、詩には入声および増韻の押韻をゆるし、賦は例にてらして通転させ、そのさかい目をはっきりさせて、大雅に還るように期せ。

〔我東科詩、頗具音調、蓋亦古詩之流、然古詩則通押入聲、科詩則一切不押、豈非陋規、且科賦不拘四聲、隨口通押、命曰嘴韻、無所顧忌、至於増韻、固多好字、如支韻之鱗字獅字之類、及其見於經傳之字、本非迂僻、而不敢通押、亦甚無謂、自今主試者、詩則許押入聲及増韻、賦則依例通轉、俾存界限、期還大雅〕

7) 「凡例」第二節によれば、『三韻通考』に金濟謙と成孝基が増補した文字を、原本所載の文字（＝原韻）と區別して「増韻」と呼んでいたことが分る。『奎章全韻』では金・成二家の増補よりもさらに文字の数をふやしている。

ここでは、詩において入声の押韻を許すこと、増韻の文字をもって押韻することを許すこと、賦においても韻律を尊重すべきこと、以上の三点を主張している。とりわけ、中国の詩に慣れた我々中国学の徒には、入声押韻を許すということは思いがけぬ決定のように見える。

『雅亭遺稿』にのこる「奎章全韻凡例」はこのままでは『奎章全韻』刊本に収められなかった。凡て十節からなる凡例を極めて簡略にして、『奎章全韻』の巻頭に「御定奎章全韻義例」と題して付されただけである。そこでも入声許可の件は「自今科詩許押入声増韻」とうたっている。もちろん、これら「凡例」や「義例」はあくまでも実質編纂者の李德懋や李書九らの手になる文ではあろう。しかし、王の意を体してなされたものであって、公表されるときには勅語のかたちになる。また、『承政院日記』正祖二十年丙辰八月二十一日には、『奎章全韻』の分頒にともなって王みずから「教」を発し、「義例」に準じて科場における入声の押韻を許可する旨の記事がみえる。すなわち、入声押韻許可は、正祖自らの唱導によるものではなかったかも知れないが、正祖が思い入れをした文体政策の一つであることは疑いをいれない。

5. 『正始文程』

それでは、正祖の「教」が発せられると、「教」にしたがって本当に入声押韻の出題があったのであろうか。筆者は残念ながら中国における『登科記考』『清秘述聞』のような、出題が一覧できる書物を知らない。ただし、科詩科文を編集して書物の体裁にしたものはないわけではない。試みに『誠庵文庫目録』を見てみると⁸⁾、主として李朝の科詩科文の選集が125点ほどあがっている。そのうち7点が刊本であるほかはすべて写本であって、筆者は今のところ調査の機会を得ない。

しかし、当面問題にしてきた入声課題については、『正始文程』を紹介することによってひとつの証拠としたい。

『正始文程』三巻は正祖十九年(1795)夏四月、新旧の抄啓文臣に対して⁹⁾、『漢書・高帝紀』から「意豁如也」の句を題に、表・賦・排律の製述を課し、また三日の後、同題によって泮儒(成均館の儒生)に賦の製作を課したもののうち、優良な作品をあつめて印行したものである。

8) 誠庵文庫は誠庵古書博物館(1974年開館)に館長の趙炳舜氏が私財を投じて収集した古籍をおさめるもの。この目録は、国学資料保存会『韓国典籍綜合目録』の第4輯(1975年5月)で見ることができる。

9) 正祖はその五年(1781年)抄啓文臣講製課という新しい試験制度をおこした。参上参下の文臣のなかから、特に槐院(承文院)分館の三十七歳以下のものを対象として、三經四書の講義(試講)と詩文の製述(試製)を課し、奎章閣の閣臣らに成績の評価をさせた。

三巻のうち第一巻は、正祖十六年（1792）十一月六日、副校理李東稷の上疏文に答えた「教批」が先ずかかげられ、ついで、抄啓文臣の製述に対する批評、洋儒の製述に対する批評をのせる¹⁰⁾。

御題の「意豁如也」は、漢の高祖劉邦の人となりをいう言葉で、『漢書』の開卷劈頭に現われる。度量の大きい様を描写する。

「高祖爲人，隆準而龍顏，美須髯，左股有七十二黑子，寬仁愛人，意豁如也」

「意豁如也」の句で、キーになる文字は‘豁’である。従ってこの句から韻字をとる、つまり限韻にする文字は‘豁’であり、韻目は入声曷韻ということになる。

この正祖十九年という年は、すでに十六年に完成していた『奎章全韻』を梓に上せしめた年である。四月三日に印刷のことを相談したらしい記事が『承政院日記』にみえる。

「(正祖王) 傳于鄭尙愚曰：今日因韻書印役事，思之，故檢書李德懋之才識，尙今不忘，其子聞已闕服，李光葵特差檢書官。」

韻書印刷の事業について、正祖は編者の故李德懋を思い出し、喪のあけた彼の忘れがたみ光葵を檢書官に任命したのであった。そのことはさておき、『正始文程』のもとになった親試は、『奎章全韻』印刷の事を議した日から遠くない四月七日に行われたことに注意すべきである。七日に御題「意豁如也」が出されたことは『承政院日記』の同日に記載がある。同月の三日と七日という日付の近さからみて、『奎章全韻』で入声の扱いを他の三声と同等にした「四格主義」と、「意豁如也」の御題との関連の強さはうたがうべくもない。入声押韻を科場においても許すという方針が、科場そのものではないにしろ実際に適用された一例とみてもよいと思う。

ここでは、詩に五十韻排律が課された。以下、応制詩と排律との関係を見ておきたい。

応制詩とは皇帝などの命により臣下のものが奉る詩のことをいうが、中国では特に唐代以後になると、五言の六韻ないし八韻の排律が使われることが多い。中国の詩評書ともいふべき「詩話」では、初唐の応制排律を「台閣体」という名でよんだ¹¹⁾。

10) 巻一の部分について、党争との関連で紹介した鄭玉子氏の論文[鄭 1982]がある。

11) 台閣体とは、本来は明の永楽帝のころ、上級官僚がよくした、天子の太平を歌頌する技工的な文体文風をいう。

しかし、ここに見られるように、清朝人は初唐の応制詩にも台閣体の概念を拡張して考えた。宋肇のほかに、李重華『貞一齋詩説』も杜審言らの詩は台閣体に属すといっている。

宋肇（1634～1713）の撰『漫堂説詩』¹²⁾には次のようにいう。

「初唐の王勃・楊炯・盧照鄰・駱賓王らが排律の作製を提唱し、陳子昂・杜審言・沈佺期・宋之問らがこれを継承した。おおむね遊宴にはべて作った応制のものが多くをしめる。これが所謂台閣体である。

〔初唐王楊盧駱，倡爲排律，陳杜沈宋繼之，大約侍從遊宴應制之篇居多，所謂臺閣體是也〕

応制詩に排律が多ければ、おのずから平声韻の詩が多いということになる。例えば、宋の李昉らの編集したアンソロジー『文苑英華』について、巻168から巻179までの応制詩・応令詩、巻180から巻189までの省試詩、合計1,000首あまりの詩の韻を調べてみると、入声で押韻しているものはわずかに13首ほど、例外的な数しかない。

さて、『正始文程』にのせる「意豁如也」の詩は七言排律五十韻である。そもそも詩というジャンルの中で、七言排律は最も作りにくい詩型であるといわれる。清の方世挙『蘭叢詩話』には、

「七排は老杜（杜甫）から始まったようであるが、この体がもっともむづかしい。あまり力強く振幅が大きくては律にならないし、あまりやわらかくおだやかにまとめても排にはならない。五排とは異なったもので、句が長いから気が一貫しにくいのである。

〔七排似起自老杜，此體尤難，過勁蕩又不是律，過軟欵又不是排，與五排不同，句長氣難貫也〕

といい、同じく張謙宜の『親齋詩談』には、

「七言排律は、杜甫の詩集には三首あるだけで、そのむづかしさはこれによっても分かる。その理由は、句が長いので髓が充実しないし、調べが緩いので骨がくさりやすいということである。

〔七言排律，杜陵集止有三首，其難可知，一是句長髓不滿，一是調緩骨易酥〕

という¹³⁾。

それほどやっかいなものであるに加えて、‘豁’に韻をかりて、つまり入声曷韻で作詩しなくてはならない。文臣洋儒たちは相当に苦心したことと思われる。五十韻排律で、最も評価の高かったのは嚴蒼の作であった。いまそれをかかげる¹⁴⁾。

12) 王夫子等撰『清詩話』1978年、上海古籍出版社本による。

13) 『蘭叢詩話』『親齋詩談』ともに郭紹虞編選『清詩話統編』1983年、上海古籍出版社本による。

14) 『正始文程』は五十韻排律を二行ごとに界線の入る版面に印刷してある。一つの界の中を上二段に分けているので、ここには四句入る。その四句の配置が独特である。普通、順に右上・右下・左上・左下と続くが、『正始文程』は右上・左上・右下・左下となる。

天地無垠元漭潤
 堯能廣運邑於陶
 走鹿方當戰道橫
 千年河上水清漣
 蛇澤符靈已定徵
 王婆墟帶彩霞眠
 自愛平居冠竹皮
 芒山曉色列嵯峨
 可是高飛隴上鴻
 從來馬上定塵寰
 莫道乃公狀貌奇
 靈臺百尺極玲瓏
 日出通衢接遠郊
 屋邊榆柳四時春
 雲夢吞來尚有依
 興來時復醉澆胸
 有志期清夏幅圓
 接人寬厚一賢愚
 日月在躬好赫輝
 道觀天子獨睥睨
 澄似善銅辨醜妍
 三千界入範圍寬
 堪咲愚皇事暴猜
 英雄一代盡包容
 曾給呂公座上錢
 瑞雲陽岫見龍飛
 只許樊君共俠游
 八年爭得楚鋒嬰
 雷厲風飛倏覆轡
 長空浩渺輾水輪
 八難張生借箸籌
 太公已驗夢蟠螭
 磊落心期地步恢
 傾來沛澤作甘霖
 井井宏規夏準繩
 恢恢愛此上都隆
 多少風雲起劔頭
 乃能空闊海同涵
 氣象秋空掃侵氛
 天高北極日晶明
 業莫黃圖樹鞏基

帝王自是姿通達
 湯亦寬仁征自葛
 神龍下救黎民禍
 五色天中雲霧靄
 鞠墟亂極誰能撥
 盧棺村歸明月嚼
 肯營生業憂蠶糲
 沛水秋聲流濊濊
 只堪先敵淵中獺
 換得龍袍由短褐
 且看平日襟期豁
 胸海千尋無滯闕
 風來廣廈排重闕
 醉裏葡萄千斛釀
 江河決處誰能遏
 事到何曾愁蹙頞
 將身羞處秦囊括
 隨處牢籠紛豫奪
 山河到手堪裁割
 夜送行人同涉跋
 薰如大鼎調甘辣
 百二勢籠機緘活
 寧同悍羽多輕佻
 群策千言仍簡撮
 肯隨阿仲田間稼
 豐草華山歸馬秣
 幾回蕭吏譏踈脫
 三尺提來秦甲挂
 雲油雨霽紛膠輻
 巨壑砰轟飛雪沫
 一言齊虜披氈駝
 諸將休誇功獵獨
 渾元胸次天機幹
 滌盡秦原驅旱魃
 時時妙契股機箝
 鬱鬱難容巴峽幟
 縱橫河嶽收鞭末
 不用蠡豪山河拔
 神功壯士摧枯朽
 酒熟南宮春活潑
 頌流朱瑟鳴疏越

何如虞帝蕩巍巍	却笑吳夷紛刺刺
己自入關除苛煩	任他擊柱爭喧聒
東征西伐后来蘇	伯畧王謨誰敢曷
襟帶三都接洛伊	庭衢萬里通夷蔡
旗張峭塞赤千竿	盃映南山青一稊
今日功勳正鄧隆	當年生產甘拋撒
重關何有虎耽耽	萬物同歸魚鱉鱉
子姓永期鳳曆綿	未央高坐龍髯捋
馬遷之史善傳神	高帝餘風堪採掇

漢の高祖劉邦の人となりと武功を、故事で飾って歌頌したものである。

四月八日、正祖は、

昨日親試三題，其難難於鑿龍門

といい、五十韻排律入声硬韻の居首、嚴耆の作に対して、

已有變夏之効，此誠里仁爲美，入蘭同臭其在爲世道矯文弊之道，豈忽激勸

との評語を下した。

「夏に変ずる効あり」と先ずいうのには次のような思想史的背景があつたのである。朝鮮からみれば、明を滅ぼして建てた清は夷狄にすぎない。今や朝鮮だけが礼教を守っているいわば「小中華」である。こういう儒教的華（=夏）夷名分論のうえに立つ儒者は、必然的に「小中華」に安住して孤立的鎖国主義を主張し続ける。一方、このころ北京の文化を見てきた朴趾源・朴斉家などの実学者たちは、清（=夷）にも学ぶべきものありとする北学論をとなえ、開国主義につながる立場をとって華夷名分論を打破しようとした。そこで宮廷内の守旧派と北学者たちとの間に思想的対立が生ずる [姜 1973: 7-54]。正祖は、始めは実学者の才能を利用したが、次第に鎖国的な施策をとって「小中華」のなかにとじこもるようになった。嚴耆に対する評語のこの一句は、「夷を尊重する態度から、中華を尊重する態度に変える効力がある」という意味なのである。

「此は誠に^{さと}里は仁を^よ美しとす」は『論語・里仁』の一句。朱子の集注は「里に仁厚の俗有るを美と為す」とする。仁はすでに清にあるのではなく、地理的には離れてもこの朝鮮にはあるの意であろう。「入蘭同臭」は、恐らく『易・繫辭上伝』の「君子の道、或いは出で或いは処る。或いは黙し或いは語る。二人心を同じうすれば、其の利きこと金を断つ。同心の言は、その臭蘭^{かおり}の如し」をふまえるものであろう。もっ

て蕩平のことを託す。

徹着の作のような文は、文弊を矯正する道につながるとして正祖は激賞した。

十八世紀の末、じわじわおし寄せる内憂と外患を、文体改革という事業にすがる取り除こうとした正祖の悲願に似たものが、この評語の措辞に読みとれるのである。

付 記

本論は昭和59年度文部省科学研究費一般研究(C)「朝鮮韻書の編纂とその語学文学史的意義の研究」による研究成果の一部であるが、国立民族学博物館における共同研究(江口一久氏代表「文字使用の通文化的研究」)のメンバーから資料等につき助言をいただき、稿をなすにあたっては当研究報告編集委員の諸先生より有益な助言をたまわった。

文 献

今村与志雄

1976 『歴史と文学の諸相——朝鮮・ヴェトナム・中国』 勁草書房。

小倉進平

1964 『増訂補注 朝鮮語学史』 刀江書院。

李 家源

1961 『韓國漢文學史』 民衆書館。

李 基白

1979 『韓国史新論』 武田幸男他訳 学生社。

姜 在彦

1970 『朝鮮近代史研究』 日本評論社。

1973 『近代朝鮮の変革思想』 日本評論社。

佐藤 進

1983 「検書官李德懋——『奎章全韻』の文化史研究序説」『朝鮮学報』106:1-34。

末松保和

1934 「奎章閣と奎章総目」『小田記念朝鮮論集』(1966 『青丘史草』第二笠井出版印刷社に再録)。

高橋 亨

1940 「弘斎王の文體反正」『青丘學叢』7:1-14。

鄭 玉子

1982 「正祖의 抄啓文臣教育과 文體政策」『奎章閣』6:115-139。